

介護保険の住宅改修費の 受領委任払いについて



受領委任払いとは

新発田市では介護保険の住宅改修を利用した場合は、受給者本人がいったん住宅改修費用の全額を支払った後、保険者（新発田市）から保険給付分（9割受給額）の払戻しを受ける「償還払い方式」のほかに「受領委任払い方式」を平成22年4月1日から実施しております。

「受領委任払い方式」とは、受給者本人が、最初から住宅改修費の1割相当額を住宅改修施工業者に支払い、住宅改修施工業者が受給者本人の代わりに介護保険から保険給付分（9割受給額 ただし、上限は18万円）の支払いを受けるという方法で、住宅改修を行う方の一時的な経済的負担が軽減できるものです。



受領委任払い利用の手続き

1. 受領委任払いが利用できるかを確認します

(1) 利用者の制限

次のいずれかに該当する場合は、受領委任払いを利用することができません。

介護保険料の滞納を原因とした給付制限を受けている場合。

介護保険料を滞納している場合。

要介護認定の申請（新規申請、変更及び更新申請）中であるため、要介護度が決定していない場合。

病院等に入院又は介護保険施設に入所している場合。

住宅改修をしようとする住居の所在地が介護保険者証に記載された住所と同じでない場合。

申請後に該当から外れた場合は、受領委任払いによる支給はできなくなります。

(2) 利用限度額を超えていないかの確認

住宅改修費受給の利用限度額は20万円までです。この額を超える部分の改修費用は支給対象とはなりません。（20万円は、対象となる金額の上限であり、支給の上限額は、1.8万円までです。）

（詳しくは、市役所へお問い合わせ下さい）

2. 受領委任払いを取り扱う住宅改修施工事業者を決めます

受領委任払いを取り扱う住宅改修施工事業者は、市に登録をしている事業者のみとなります。

また、登録事業者を市のホームページで周知するほか、市高齢福祉課、各支所、各地域包括支援センター窓口で確認できるようにします。

3. 住宅改修費支給申請を行います

利用者は住宅改修についてケアマネジャー等に相談してください。

申請に当たっては利用者（家族）、ケアマネジャー等、施工事業者と住宅改修の計画について、十分検討、相談してください。



市高齢福祉課へ申請をしてください。

必要な書類

- ・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）
- ・住宅改修が必要な理由書
- ・住宅改修費の受領に関する委任状
- ・工事見積書
- ・住宅改修前の状態が確認できる日付入りの写真（ただし、デジタルカメラ等による写真の場合は、黒板等に日付を記入のうえ確認しやすい位置に置いて撮影してください。）

そのほか、工事箇所が確認できる図面等

申請は、高齢福祉課 介護保険係（市役所本庁2階）で行ってください。

市への申請を行う前に住宅改修を開始した場合は、住宅改修費の支給を受けることはできません。

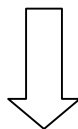


申請書を確認の後、市から「居宅介護（介護予防）住宅改修 承認通知書」を送付します。承認通知書が届いたら、住宅改修施工事業者へ工事を依頼してください。

「居宅介護（介護予防）住宅改修 承認通知書」が届く前に住宅改修を開始することはできません。

承認通知書が発行された後でも、工事完了前に1ページの1.(1)の～のいずれかに該当し、利用対象外となった場合は、承認が取り消され、受領委任払い制度は利用できなくなります。十分にご注意願います。





住宅改修が終了したら、改修費用（介護保険対象分）の1割（+介護保険対象外分）を利用者負担額として施工事業者へ支払ってください。
その際に、利用者のお名前で領収証を受け取ってください。



市に次の書類を提出してください。

- ・介護保険 居宅介護（介護予防）住宅改修 完了報告書
- ・領収証（利用者負担額）
- ・工事費内訳書（請求明細書等）
- ・住宅改修後の状態が確認できる日付入りの写真（ただし、デジタルカメラ等による写真の場合は、黒板等に日付を記入のうえ確認しやすい位置に置いて撮影したもの。）



支給申請の受付後、内容を審査し、住宅改修利用者に対し「介護保険 居宅介護（介護予防）住宅改修費 支給決定通知書」を送付します。また、住宅改修をした施工事業者へは当該支給に係る「介護保険 居宅介護（介護予防）住宅改修費 受領委任払い支給に係る代理受領事業者支払通知書」を送付します。



住宅改修利用者に支給決定通知書を送付した後、市から施工事業者へ費用の9割分を支払います。
* 申請書類に不備があった場合は、支給決定通知書の発送や施工事業者への支払が遅れることがありますのでご注意ください。



4. その他の注意事項

住宅改修費の支給額について

介護保険住宅改修費の支給（最高額 18 万円）は、最高額まで利用した場合、再度、利用しようとしても支給を受けることはできません。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、改めて住宅改修費の支給（最高額 18 万円）を利用することができます。

転居後の住宅について住宅改修を行う場合。

下表「介護の必要の程度」が 3 段階以上上がった場合で行った住宅改修。（ただし、同一住宅・同一要介護者について 1 回が限度です。）

「介護の必要の程度」の段階	要介護状態区分
第六段階	要介護 5
第五段階	要介護 4
第四段階	要介護 3
第三段階	要介護 2
第二段階	要支援 2 または 要介護 1
第一段階	要支援 1

住宅改修費の算定上の留意事項

住宅改修の設計及び積算の費用

住宅改修の前提として行われた設計及び積算の費用については、住宅改修費の対象費用として取り扱いますが、住宅改修（実際の工事）を伴わない設計及び積算のみの費用については住宅改修費の支給対象となりません。

新築又は増改築の場合

住宅の新築は、住宅改修とは認められないので住宅改修費の支給対象となりません。

また、増改築については、新たに居室を設ける場合等は住宅改修費の支給対象となりませんが、廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付ける場合や便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り替える場合等は、それぞれ「手すりの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に係る費用についてのみ住宅改修費の支給対象となります。

住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われた場合

住宅改修費の支給対象となる住宅改修に併せて支給対象外の工事を行った場合は、対象部分の抽出、按分等適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出します。(この場合、支給対象外分は市から施工事業者へ補てんしません。)

被保険者等自らが住宅改修を行った場合

被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行う場合は、材料の購入費は住宅改修費の支給対象となります。この場合、「住宅改修に要した費用に係る領収証」は、材料の販売者が発行したものとし、これに添付する工事費内訳書として、使用した材料の内訳を記載した書類を本人又は家族等が作成することになります。

なお、このときも、住宅改修が必要な理由書等は必要です。

ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用

ひとつの住宅に複数の被保険者が居住する場合においては、住宅改修費の支給限度額の管理は被保険者ごとに行われます。被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行なう場合は、当該住宅改修のうち、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行うものとします。したがって、例えば被保険者が2人いる場合で、各自の専用の居室の床材の変更を同時に行ったときは、各自が自らの居室に係る住宅改修費の申請を行うことができますが、共用の居室について床材の変更を行ったときは、いずれか一方のみが支給申請を行うこととなります。



参考：住宅改修の対象となる工事

要介護者等が居住している建物と玄関から道路までの屋外改修が対象です。

手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関から道路までの通路等に転倒防止もしくは異動、または移乗動作に資することを目的として設置するもの
段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差を解消するためのもの
床材の取替え	居室：畳敷から板製床材・ビニール系床材等への変更、 浴室：滑りにくい床材への変更 通路面：滑りにくい舗装材への変更
扉の取替え	扉全体の変更（開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテンへの取替え）ドアノブの変更、戸車の設置 など （ただし、自動ドアに取り替える場合、自動ドアの動力部分の設置は対象にはなりません）
便器の取替え	和式便座から洋式便座への取替え （ただし、和式便座から暖房便座、洗浄機能が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、すでに洋式便器である場合のこれらの機能の付加は除く。また、非水洗和式便座から水洗〔簡易水洗〕化の工事の部分は除く。）
その他 ～ の改修に付帯して 必要となる工事	手すりの取り付けのための壁の下地補強など 浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事など 床材の変更のための下地の補強や根太の補強など 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事など 便座の取替えに伴う給排水設備工事、床材の変更など

詳しくは市役所、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等へお問い合わせください。